

第 837 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 9 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 837 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 837 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 9 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 5 年 9 月 20 日(水) 午前 10 時から 午前 10 時 40 分

2 開催場所 紫波町役場 201 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 2 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条に係る許可申請の取下げについて

報告第 4 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について

日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員 (11 名)

2 番	若 菜 千 穂 君	3 番	大 沼 仁 志 君
4 番	鈴 木 芳 勝 君	5 番	山 田 讓 君
6 番	佐 藤 武 士 君	7 番	菅 川 正 君
8 番	高 橋 伸 夫 君	9 番	横 沢 一 則 君
10 番	佐 藤 廣 志 君	11 番	工 藤 姫 子 君
12 番	岡 市 充 司 君		

5 欠席委員 (1 名)

1 番 蒲 生 庄 平 君

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 藤 根 あけみ 君

事務局次長 工 藤 信 吾 君

主任 横 沢 三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 837 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

おはようございます。秋の収穫期、皆さんお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。県知事選、県議選も終わり、少し落ち着きを取り戻したように感じます。それにしても今年の夏は暑すぎました。農作物への影響も大きく、稲作においては収穫もほぼ終盤を迎えておりますが、1反歩当たり8俵いかないのではという声も聞こえております。また、高温障害による品質の低下も見受けられるようです。いろいろな意味で記憶に残る夏だったと思います。我々農業者にとっては、ほどほど穏やかな気候が一番と考えます。忙しい中ですがぜひ余裕をもって農作業にあたってほしいと思います。それでは本日の総会審議よろしく願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、1番、蒲生庄平委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において5番山田譲委員、6番佐藤武士委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が16件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第2号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

報告第3号 農地法第5条に係る許可申請の取下げについて

報告第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が10件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

ページ改めまして、報告第2号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出が4件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

ページ改めまして、報告第3号、農地法第5条に係る許可申請の取下げが1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

報告第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について、紫波町長より協議をうけ、別紙のとおり専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 8 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料を併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、9 月 14 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。農地法第 3 条の許可要件についてはお手元に配付されている農地法第 3 条調査書の要件を審査しております。

付議番号 1 番は、相続で農地を取得した譲渡人が、非農家であり耕作できないため知人に農地を売却するものです。譲受人はトラクターを所有しており、農地の管理は問題がないと思われます。

以上につきまして、状況については調査書に記載されています。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 9 ページをご覧ください。議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

(議案書朗読)

以上の案件につきましては、9月14日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第18条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。同意の上は9月25日公告予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番 (佐藤廣志君)

議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。本案は、新規 4 件の審議であります。

付議番号１番は、今まで耕作していた所有者が高齢で、後継者がいないため、隣接する農地を耕作している■■■■■■■■■■に耕作を依頼したものです。利用権設定を受けるたかのはし農場は、自己完結型の農業経営を営んでおり、繁忙期は従事者を雇用しながら経営を行っているため、問題がないと思われます。

付議番号2番から4番までは、■■さんが利用権の設定を受ける案件です。付議番号2番から4番までの農地所有者が、労力不足のため、隣接する農地を耕作している■■さんに依頼したものです。■■さんは自身が所有する農機具及び、生産組合の機械を利用しながら耕作をするため、問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件を満たしており、利用権設定後においても営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第２号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、
原案に同意することと決まるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案書は11ページをご覧ください。また、別添調査資料は3ページからとなります。申請件数は2件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、9月14日に現地調査を実施しております。説明は以上となります。当該証明書の可否の決定につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川 正君）

議案第3号、農地法の適用外証明願について現地調査の報告をいたします。

令和5年9月14日午前9時、長谷川穎幸推進委員、佐藤ゆり子推進委員、事務局工藤次長と私の4名で調査をしてまいりました。

付議番号1番は、古館高水寺にある■■■■■氏、元農協組合長のご子息からの申請であります。経緯等にあるように30年以上宅地の一部としてそのままの状態で行われており、周辺農地へ影響を与えるものは無く、特に問題なしと見てまいりました。

付議番号2番は、古館高水寺の国道4号線から西に入ったところで、経緯等にあるように宅地として利用され、周辺の状況から他の農地に影響を与えることは無く、問題なしと考えられます。以上で報告を終わります。

○議長（岡市充司君）

ご苦労様でした。現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定につい

て、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。議案書は12ページをご覧ください。また、別添調査資料は7ページから9ページとなります。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、9月14日に現地調査を実施しております。説明は以上となりますが、申請に対する本会意見の決定につきましてご審議をよろしく願います。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川 正君）

調査日程等は議案第3号で報告いたしましたので省略いたします。

議案第4号、付議番号1番は佐比内の自分の土地にすでに太陽光発電施設を設置し、その下には里芋、わらびを栽培しており、周辺への影響はなく更新に問題はないと見てまいりました。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

○議長（岡市充司君）

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。議案書は13ページからご覧ください。申請件数は4件で、所有権移転によ

るものが4件。調査資料は10ページからになります。

(議案書朗読)

以上4案件につきまして、9月14日に現地調査を実施しております。説明は以上となりますが、申請に対する本会意見の決定につきましてご審議をよろしく願います。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

7番委員。

○7番(菅川 正君)

調査日程等は省略させていただきます。

付議番号1番は、現況は自転車競技場付近で周辺に水田はあるものの、畑を転用して住宅としても今後栽培に影響することは考えられず問題なしと見てまいりました。

付議番号2.3.4番は、住宅地に残っていた唯一の農地で、その転用面積はおおよそ75アールに住宅建設予定であります。特に問題はないと考えております。

○議長(岡市充司君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第837回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員